

第8回有識者会議の概況等について(厚年・DB)

対象先	DB年金	厚年基金	DC	退職金	その他
	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他
内容					

ポイント

本日(6月29日)開催されました第8回有識者会議¹において、これまでの議論をまとめた『報告(案)』が提出され、当該報告に関して議論が行われたので概要等をご案内します。

なお、今後は当該報告(案)の内容に基づいて、具体的な制度改定につき順次意見募集等が実施されるものと思われます。

【報告(案)の概要等】

- 報告(案)に対して各委員からは大きな修正を求める意見は出なかった。
- 厚生年金基金制度の存廃については存続意見が主流であるものの、報告(案)においては両論併記とされた。
- 特例解散の分割納付金の連帯保証の仕組みは見直しを検討すべきとされた。
- 最低責任準備金の算出方法については、0.875問題²の是正が明示された。

1 厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議

第8回有識者会議の配布資料はこちら

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002e9wf.html>

2 最低責任準備金のコログシ計算において代行給付相当額を算定するための係数

『報告(案)』の内容と主な意見等は次頁以降をご参照

1. 資産運用規制の在り方

基本的な考え方

- 代行部分を含む積立金を安全かつ効率的に運用していく観点より以下の基本的な視点が必要。
善管注意義務や忠実義務といった基金の理事長や理事の受託者責任を明確化し、その趣旨を改めて徹底していくこと
基金のガバナンス強化や資産管理運用業務に携わる役職員の資質向上を通じて、基金の資産管理運用体制を強化すること
外部の専門家等による支援体制や行政によるチェック機能を強化すること
- また、金融行政においてもAIJ問題のような不祥事の再発防止の努力や運用受託機関に対する適切な管理監督を行うことが不可欠。

< 資産運用規制の在り方 >

1. 受託者責任の明確化	
分散投資の徹底	<ul style="list-style-type: none"> • 政策的資産構成割合の策定を全基金に義務化 • 集中投資については、運用の基本方針において基金としての方針を明確化¹ • 運用の基本方針の届出、資産運用業務報告書の見直し
忠実義務の徹底	<ul style="list-style-type: none"> • 忠実義務を徹底（運用受託機関等からの特別な利益提供などについて、国家公務員倫理規程に準拠して役職員の職務に関する倫理規程を定める等）
2. 基金の資産運用体制の強化	
運用受託機関の選任・評価	<ul style="list-style-type: none"> • 先進的な事例も参考しつつ定性評価における投資方針や組織・人材、運用プロセス等に関する着眼点や、オルタナティブ投資に係る運用受託機関へ説明を求めるべき事項の具体例を「厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」）に追加等
基金のガバナンス・情報開示	<ul style="list-style-type: none"> • 代議員会等に説明すべき事項の例示をガイドラインに追加 • 基金の監事監査規程を見直して、監査におけるチェックリストに改定後のガイドラインの内容を反映 • また、ガイドラインの遵守状況も含めた監査結果について代議員会への報告を義務付け、今後の基金の資産管理運用業務に適切に反映
資産管理運用業務に携わる役職員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> • 役職員の資産運用に関する実務経験や資格の保有状況等も勘案しつつ、連合会等の研修を受講させ、代議員会等にその取組状況を報告等
3. 外部の専門家等による支援体制や行政等による事後チェックの強化	
資産運用委員会	<ul style="list-style-type: none"> • 中立性・公正性の観点にも留意しつつ、資産管理運用業務に関連する専門的知識・経験を有する者を構成員に加えることが望ましい² • 資産運用委員会の議事等の概要を代議員会へ報告、事業主や加入員等にも周知
運用コンサルタント	<ul style="list-style-type: none"> • 今後は金融商品取引業法上の投資助言・代理業者の登録を行っていることを契約の要件とし、他の運用受託機関との関係で利益相反がないかどうかについて確認
行政による事後チェックの強化	<ul style="list-style-type: none"> • 厚労省が策定する監査要綱を見直して改定後のガイドラインの内容を反映したチェックリストを作成 • 基金は監査結果を代議員会へ報告することとし、今後の基金の資産管理運用業務に適切に反映

第3回有識者会議で提示された「資産運用規制の方向性」より大きな変化はありません。

但し、実務面等を考慮して以下の点は表記が緩和されました。

1 集中投資について

「（委託会社1社あたりの割合等の）一定基準の明確化」

「（特定の受託機関の特定の商品に対する集中投資問題に関して）運用の基本方針において基金としての方針を明確化」

2 資産運用委員会について

「構成メンバーに学識経験者や実務経験者を入れることを義務化」

「管理運用業務に関連する専門的知識・経験を有する者を構成員に加えることが望ましい」

2. 財政運営の在り方

今後の財政運営の在り方	
予定利率の引き下げ	<ul style="list-style-type: none">予定利率の引き下げに伴う掛金引上げについて、できるだけ平準化し、予定利率を引き下げやすくする方策を検討。
積立不足への対応	<ul style="list-style-type: none">積立不足への対応としては、給付水準の引下げが一つの方策だが、給付水準の引下げに関しては以下の両方の意見があった。³<ul style="list-style-type: none">母体企業の経営悪化等の「理由要件」や「手続要件」、受給権者減額の際の一時金支払い(最低積立基準額)について見直しを行うべき。上乘せ部分の給付は賃金の後払的性格を有しており、労使による合意がない限り安易な引下げを行うべきではないこと、また、総合型基金の場合、上乘せ部分の給付を引き下げても財政効果が低いことなどを踏まえれば、現行の基準は維持すべきである。
解散基準等	<ul style="list-style-type: none">公的年金である代行部分の毀損を防ぐという観点から、財政健全化の見込みが立たない場合には解散を促していくことも必要。このため、現行の解散基準を緩和することや、指定基金制度と組み合わせつつ、一定の要件を定めて解散命令を機動的に発動していくということなどが考えられる。連合会の支払保証事業について強化すべきという意見があった。また、代行割れ基金を対象とした支払保証制度を創設することは、モラルハザードを招く可能性があるなど問題点が多く、慎重であるべきとする意見があった。

3 給付水準の引下げについて

報告(案)では両論併記とされましたが、これまでの会議を傍聴した印象では「()母体企業の経営悪化等の「理由要件」や「手続要件」、受給権者減額の際の一時金支払い(最低積立基準額)について見直しを行うべき。」とする意見が主流でした。

3. 厚生年金基金制度等の在り方

1. 代行制度の今後の在り方 ⁴

代行制度が公的年金である厚生年金の財政に与える影響という観点	<p>過去10年間ににおける最低責任準備金に対する平均積立状況を見ると約3割の基金が代行割れ状況にあり、また、全体の約6割の基金が、最低責任準備金に対する年金給付等積立金のバッファが10%未満である。今後の産業構造や経済金融環境の変化を経ても代行制度が中長期にわたり持続可能であるかどうか、厚生年金本体の財政に与えるリスクを考慮して判断すべき。</p> <p>代行制度が公的年金財政の一部となっている以上、将来的には基金制度の存在が公的年金の保険料引上げや年金積立金の減少につながるリスクは残る。公的年金である厚生年金保険の被保険者の中には企業年金を持たない中小企業の従業員も多いことを考慮すれば、こうしたリスクを持つ制度をこれ以上存続させるべきではなく、一定の期間をおいて廃止すべき。</p>
主な意見	<ul style="list-style-type: none">• 中小企業の受け皿制度としての機能は理解するが、運用環境の変動要因が大きいなか、代行部分を持つリスクは大きく、将来的には廃止すべき。
代行制度が中小企業の企業年金の維持・普及に果たしてきた役割という観点	<p>財政状況は基金により様々であり、個別の基金ごとの状況を分析する必要がある。また、資産運用の実績も単年度ではなく長期的に見て評価すべき。健全に運営されている基金や健全化に向けて努力を続けている基金も数多くあることから、現場の努力を尊重し、制度を維持すべき。</p> <p>総合型基金の上乗せ部分の給付水準は低く、代行部分がなくなれば、スケールメリットが働きにくくなり、確定給付型企業年金や確定拠出年金に移行したとしても効率的な資産運用はできない。中小企業の企業年金を維持するとの観点から、代行制度は維持すべきである。</p>
主な意見	<ul style="list-style-type: none">• (代行制度を維持すべきという意見が主流であることを踏まえると)両論併記とすることで本当に良いのか。

4 代行制度の今後の在り方について

報告(案)では両論併記とされましたが、これまでの会議を傍聴した印象では「代行制度が中小企業の企業年金の維持・普及に果たしてきた役割」より厚年基金制度は維持すべきとする意見が主流でした。

2. 代行部分の財政運営の在り方	
最低責任準備金の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 基金の実態に合わせたものとするとの観点から、代行給付費の計算に当たって用いられる係数(0.875)を見直す必要がある。 なお、最低責任準備金の計算に用いられる厚生年金本体の運用利回りについて、実績の確定時期と計算への適用時期の乖離の問題(「期ズレ」問題)⁵を解消すべきであるとの意見や、最低責任準備金と過去期間代行給付現価との乖離を事後的に調整する給付現価負担金の交付基準を見直すべきとの意見もあった。⁶
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> 最低責任準備金の是正は緊急性が高い問題。速やかに対応する必要がある。
代行割れ問題への対応	<ul style="list-style-type: none"> 代行部分の財政運営の在り方を考えるに当たっては、厚生年金保険本体に与えるリスクを縮小する方向で検討する必要がある。 モラルハザードの防止に留意し、厚生年金保険の被保険者の納得が十分に得られる仕組みであるということを前提に、基金の自主的な努力を支援するとの観点から、特例解散における現行の納付額の特例措置や連帯債務の仕組みを見直すことを検討すべき。 この場合、連帯債務の問題については、解散後も国と基金との間の債権・債務関係が続く現在の仕組みを見直して、解散時に各事業所の債務が確定できるようにすることを検討すべき。 また、解散の際に、母体企業の財務諸表にそれまで簿外債務となっていた年金給付債務が計上されることに伴い母体企業の資金調達に大きな支障が生じることのないよう、金融行政と連携しつつ対応を検討する必要がある。 なお、分割納付に際して納付額に付される利率は厚生年金保険本体の実績運用利回りに連動しているが、母体企業の資金調達計画を組みやすくする観点から定率とするなどの緩和措置を講ずるべきとの意見もあった。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> 解散の理由要件・手続き要件は是非緩和すべき。
3. 中小企業の企業年金の在り方	
中小企業の企業年金の普及の観点	<ul style="list-style-type: none"> 給付設計の弾力化や制度運営コストの低減を図るための規制緩和や税制改正など、様々な方策の検討を進める必要がある。 また、小規模の企業年金にとっては運用コストの問題も大きいことから、運用のスケールメリットを生かすために共同運用の受け皿をつくり、希望する場合には運用委託できるような仕組みを用意することも考えられる。 なお、共同運用については、各企業年金の受託者責任との関係等の課題も多く、慎重に検討すべきとの意見もあった。 老後生活に備えた自助努力を支援するとの観点から、例えば税制優遇措置のある退職個人勘定の創設等について、諸外国の例も参考にしつつ検討していく必要がある。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> 基金を守るという観点から連合会への共同委託は是非進めて欲しい。 共同運用のメリット自体を否定する訳ではないが、連合会にだけ委託するというのもガバナンスの面から問題がある。慎重な検討が必要。

5 「期ズレ」問題について

「期ズレ問題」が具体的に何を指すのか不明です。
これまで傍聴した印象では非継続基準における期ズレ解消を指すのではないかと考えられます。

6 最低責任準備金の計算方法にかかるその他の論点について

これまでの会議においては、「期ズレ解消」、「給付現価負担金の要件緩和」以外にも、「免除保険料率算定の予定利率の引下げ」について各委員より意見がありましたことを付言します。

4. 今後のスケジュールについて

- 今後の法令等の改正スケジュールは、今回の会議では明示されませんでした。
- しかし、例えば「資産運用ガイドライン」等の通知改正で対応可能な事項については、ある程度早いタイミングで意見募集等が開始される可能性があります。
- 一方、厚年基金の財政運営や制度の内容に関する内容については、法律や政令、省令といった内容に関する事項が多いものと思われ、改正には一定の時間を要することが想像されます。
- 仮に法改正が必要な事項であれば、早くても来年の通常国会での法案提出を目指すことになると思われれます。

以上